

第 16 回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題

(10 月 10 日版)

1. ネゴランド国は北半球に位置する国であり、人口は約 200 万人、面積は約 10 万平方キロメートルである。ネゴランド国の首都はネゴタウンであり、同国の南部に位置する。ネゴタウンは、ネゴランド国の政治や商業の中心地となっている。ネゴランド国の北部は、鉄、ニッケル、チタン、白金といった鉱物資源に恵まれている。ネゴランド国では、かねてから、これらの鉱物資源を諸外国に輸出するほか、こうした資源を利用した鉄、ニッケル、チタン合金の生産が活発に行われてきており、やはり諸外国に向けて輸出されている。ネゴランド国には、ネゴランド山脈と呼ばれる南北に連なる山岳地帯があり、この山岳地帯の地形を活かした水力発電が同国の電力需要の 8 割を賅っており、同国の産業に安価な電力を供給している。ネゴランド国の東部は、ネゴアブ川を挟んで隣国であるアービトリアと接している。ネゴアブ川の上流には、ネゴランド山脈とは別の山岳地帯があり、休眠火山であるネゴランド山、ネゴランド山の噴火活動に伴い出来たとされているネゴ湖などがある。ネゴランド山の標高は 2000 メートル、ネゴ湖の面積は約 500 平方キロメートルであり、ネゴランド山とネゴ湖の周辺には広大な森林が広がっている。
2. ネゴランド国の西岸にはネゴランド海流という暖流とノース海流という寒流が流れ込んできている。ネゴランド海流の影響でネゴランド国の気候は温暖であり、また、ネゴランド海流とノース海流のぶつかる海域はサケ、マス、サバが豊富に獲れる漁場となっている。このように近海に世界有数の漁場があることから、ネゴランド国の西岸では以前から漁業が盛んであった。ネゴランド国では、約 30 年前に魚の乱獲による魚種資源の枯渇が問題となったが、政府がネゴランド海洋委員会を新設し、同委員会が魚種資源の調査、調査結果に基づいた国全体としての漁獲計画の立案、当該漁獲計画に基づく各漁船・漁業者毎の最大漁獲可能量の割当て、漁業者への各種情報提供等を行うという制度を導入した。この制度により、ネゴランド国近海における魚種資源の状況は改善し、枯渇の懸念は払拭されるとともに、各漁船や漁業者も割り当てられた漁獲可能量のもとで計画的な操業を行うようになり、漁業従事者の経営状態が安定したといわれている。
3. ネゴランド国の産業構成比は、漁業や鉱業を中心とした第一次産業が GDP の約 20%、水産物の加工品や、鉱業製品の生産等を中心とした第二次産業が約 35%、観光や海運を中心とした第三次産業が約 45%となっている。一人当たり GDP は約 1 万米ドルである。同国の経済は順調に推移しており、政府の財政状況も健全である。同国では、同国の産業を代表するような企業の多くについて国が主要株主となっている。また、同国の産業のうち、鉱業製品の輸出、海洋資源の管理、外国からの観光客を狙った観光地の開発については、同国の対外経済省のもとに設けられたネゴランド国対外経済公社が国家としての計画の立案や重要な案件における外国政府や企業等との交渉を担っている。ネゴランド国対外経済公社は、公社

の建物の外壁が赤いレンガで覆われていることから、「レッド社」と呼ばれている。レッド社の組織の概要は別添1の通りである。レッド社の財務状況は健全であるが、その詳細は対外的には公表されていない。また、レッド社が負う債務の履行については、ネゴランド国が保証をすることもあり、正式な保証を行っていない場合であっても、レッド社が資金不足等に陥った場合には、ネゴランド国の国家予算から必要な資金が供給されることとなっている。

4. アービトリア国は、人口は約 5000 万人、面積は約 30 万平方キロメートルであり、一人当たり GDP は約 4 万米ドルである。アービトリア国の産業構成は、第一次産業が約 15%、第二次産業が約 30%、第三次産業が約 55% である。アービトリア国は概して平坦な地形であり、中部から南部を中心に農業や畜産業が盛んである。ネゴランド国とは異なり、鉱物資源には恵まれておらず海外からの輸入が中心である。アービトリア国の中部には約 5000 平方キロメートルの広さの淡水湖であるアービトリア湖が広がっている。アービトリア湖の周辺は、豊かな森林が広がっている地域や、キャンプや水上スポーツを楽しむことができるリゾート地となっている地域等が所在しており、アービトリア国の人々にとっての憩いの場所となっている。3 年前からは、アービトリア湖北西部のアブネア地域において、アービトリア湖の豊かな自然と触れ合いながら休暇を楽しむことができる大型リゾート地の開発が進んでおり、注目されている。アービトリア国の首都はアブアブであり、アービトリア国の政治や経済の中心となっている。ネゴランド国との国境を流れるネゴアブ川沿いには、工業や商業の盛んな都市が展開している。アービトリア国の南東部のアービトリア湾周辺の地域ではサケ・マスの養殖が盛んである。
5. ブルー社は、アービトリア国の首都であるアブアブに本店を有しており、ネゴタウンや東京、香港、シンガポール、シドニーなどにも拠点を有している。ブルー社は、幅広く事業を展開しているが、これまでは、特に、金属等の資源、農産物、海産物等の分野に力を入れてきた。かつては、アービトリア国の製品の輸出や海外からの製品の輸入が中心であったが、1990 年頃からは、資源や製品の安定的な調達を可能にするため、鉱物資源の開発や農産物、海産物等の生産といったバリュー・チェーンの川上へ進出するようになり、国内外の子会社を通じた農産物の生産や魚の養殖、あるいは、鉱物資源開発、農産物・海産物の生産等を行う外国企業への出資、資源開発に必要な技術開発や施設建設等にも積極的に取り組んでいる。また、最近では、観光事業にも積極的で、アブネア地域のリゾート開発を中心となって手掛けているのもブルー社である。ブルー社の概要は別添2のとおりである。
6. ネゴランド国とアービトリア国の地図は別添3のとおりである。両国は、いずれも WTO 加盟国である (TRIPS 協定の加盟国でもある)。2005 年には二国間で自由貿易協定を締結しており、この自由貿易協定の定めにより、ネゴランド国とアービトリア国との間の両国産の物品の輸出入には関税がかからないこととなっている。ネゴランド国の通貨はネゴリラ、アービトリア国の通貨はアブドルである。ネゴリラとアブドルの近年の相場動向は別添4のとおりである。

2016 年以降、急速にネゴリラ安が進んでいる理由として、専門家達は、ネゴランド国経済の将来を不安視する向きがあることと、投機筋の動きがあることが挙げられている。両国は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(いわゆる「ニューヨーク条約」)の締約国である。両国の仲裁法は、国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法(2006 年の改訂後のもの)をモデルに作成されている。両国とも、仲裁法を制定するにあたり、本問題との関係で考慮する必要があるような UNCITRAL モデル法からの変更は行っていない。また、両国とも、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である。

7. 2000 年 4 月、レッド社は同社の 100%子会社であり、ネゴランド国で産出されたニッケルやチタンの製錬や精錬を行っていたネゴランド金属社の設備が老朽化したため、施設を最新のものに一新することを決めた(2003 年にネゴランド・マテリアルズ社と合併するまでの間、ネゴランド金属社が扱っていたのは、ニッケルとチタンだけであった)。ネゴランド金属社以外では、白金の採掘や製錬、精錬を手掛けるネゴランド・マテリアルズ社がレッド社の 100%子会社として存在した。レッド社の子会社が生産する金属は、全てレッド社を通じて販売されている。
8. 従来、レッド社は、先進国であるメイトリア国の非鉄金属プラント等の大手であるイエロー社と関係が深く、従来の設備はイエロー社に依頼して建設してもらったものであった。イエロー社は 1970 年代から現在に至るまで、非鉄金属プラントの分野では高い技術力を誇っているが、1999 年からメイトリア国の経済は急速に悪化し、イエロー社もそのあおりを受けて経営不振に陥っていた。そのため、レッド社としては再度イエロー社に依頼するという選択肢は取りえなかった。
9. そのようなチャンスを捉えて、レッド社とのビジネス・チャンスを掴んだのがブルー社であった。ブルー社は、以前からネゴランド国に支店を設け、隣国であり、アービトリア国にはない水産資源や金属資源を豊富に有しているネゴランド国との取引に積極的であった。ブルー社は、アービトリア国の農産物のネゴランド国向けの輸出、ネゴランド国からの海産物や鉄鋼の輸入など様々なネゴランド国企業との取引を行ってきており、レッド社ともネゴランド国産の水産物加工品の輸入や熱延鋼板の取引を行ってきたが、ニッケルやチタンの取引やプラント輸出には食い込めなかった。今回のネゴランド金属社の設備更新プロジェクトに際しては、イエロー社という強敵がいなかったため、ブルー社はレッド社との取引拡大のチャンスであると考え、全力を挙げて案件の獲得に取り組んだ。
10. ブルー社において、本案件の中心となったのは、ネゴランド支店のジョージ・ルビー支店長であった。ルビー支店長は、もともと本店で金属資源の担当者として経験を積み、優れた勤務成績のために何度も社長賞を得ていた。ルビー支店長は 35 歳で将来の幹部候補であると考えられており、ネゴランド支店長としては最年少であった。ルビー支店長は、2000 年 1 月にネゴランド支店に着任したばかりであり、本店の関係部署の支援を得てレッド社への提案を作

成した。レッド社の本件の担当は、金属資源部のケイト・フォックス部長であった。フォックス部長は金属資源部門の経験が長く、金属資源関係のエキスパートとして活躍していた。

11. 2000年5月、ルビー支店長はレッド社のフォックス部長を訪問し、ブルー社が今回のネゴランド金属社の新施設に関するプロジェクトを請け負いたいと提案した。ブルー社の提案は、内容としては世界の最先端をいく技術を活用したもので、レッド社にとって大変魅力的なものであった。しかしながら、当時、レッド社の金属資源部では、既に別件のプロジェクトを決定しており、それに加えて今回の新設備のプロジェクトを行うに際しては、予算を出来るだけ抑えたいといった強い要望があった。そのため、第一回目のミーティングでブルー社からレッド社に対して提示されたターンキー・ベースで8000万米ドルという価格については、レッド社から高すぎるので再考して欲しいといった要求がなされた。一方、ブルー社としては、アービトリア国においてニッケルやチタンに対する需要は旺盛であるものの、従来、ニッケルやチタンの供給元であった国が生産量を減らしていたことから、今回、新施設の建設を請け負うだけでなく、今回の取引を機に、ニッケルやチタンのアービトリア国への輸入取引についても開始したいと考えていた。

12. 2000年7月に行われたミーティングにおいて、レッド社のフォックス部長とブルー社のルビー支店長との間で、以下のようなやり取りがなされた。なお、このミーティングの中で、ネゴランド・マテリアルズ社について明示的に言及がなされることは、いずれの当事者からもなかった。

フォックス(レッド): 前回お願いした価格の見直しについては、如何でしょうか。

ルビー(ブルー): 今回の施設は最先端技術を活用したもので、なかなか価格の引き下げは難しいのが実情です。しかし、当社としては、今回の新施設に関する取引をきっかけに、貴社と新たにレア・メタルの取引を開始したいと考えています。アービトリア国でもレア・メタルに対する需要は旺盛であり、ぜひ当社にレッド社さんのレア・メタルを扱わせて頂きたいと考えています。そうして頂けるならば、長期的な視点から、今回のプロジェクトの金額をもう少し引き下げることが可能です。

フォックス(レッド): そうですか。ただ、ニッケルとチタンの輸出分については、既に他国の既存の顧客からの注文に対応するので精一杯なのですが…。

ルビー(ブルー): 今回、私達の最新設備を導入して頂くことにより、精錬の効率が大幅に向上するはずで。精錬に要する時間やコストも低減され、経営の効率化や生産量アップにもつながるのではないかと思います。また、レア・メタルの取引を開始して頂けるならば、貴社にとって重要なプロジェクトの金額の引き下げも実現できます。

フォックス(レッド): 分かりました。そういうことならば、貴社とのレア・メタルの取引について検討したいと思いますが、どれくらい価格を引き下げて頂けるのですか。

ルビー(ブルー): 7500万米ドルまで引き下げましょう。

フォックス(レッド): もう少し、引き下げることはできませんか。当社の事情として、今回のプロ

ジェクトに割くことのできる予算が限られています。

ルビー(ブルー):もし、貴社が、ネゴランド金属社で生産されるレア・メタルについて、当社からの注文に対して優先的に供給してくれることを約束してくれるならば、もう少し引き下げることも考えられます。

フォックス(レッド):幾らまで引き下げられますか。

ルビー(ブルー):7000 万米ドルがギリギリの水準です。

フォックス(レッド):7000 万米ドルですか。もう少し何とかありませんか。

ルビー(ブルー):厳しいですね。

フォックス(レッド):当社が輸出する分について優先的に供給する、ということだけでいいですか。

ネゴランド国内で必要とする分についてまで貴社に優先的に供給するわけにはいきませんので。

ルビー(ブルー):そうですか。それならば、7000 万米ドルではなく、7300 万米ドルまでが限界ですね。

フォックス(レッド):何とか、7000 万米ドルにはなりませんか。

ルビー(ブルー):分かりました。それでは、ネゴランド国内分として必要な分を除き、当社に優先供給するというので、7000 万米ドルで手をうちましょう。

フォックス(レッド):有難うございます。レア・メタルの購入価格については如何ですか。

ルビー(ブルー):価格については、市場の相場をベースに相談して決定しましょう。

フォックス(レッド):ところで、施設の建設に要する期間ですが、できるだけ急いで欲しいのですが。

ルビー(ブルー):その点は全力を尽くします。貴社に後悔はさせません。

13. 以上のようなやり取りの後、ブルー社はネゴランド金属社の新施設プロジェクトについて、7000 万米ドルで請け負った。また、同時に、レッド社とブルー社との間で、別添5のようなやり取りがなされ、別添6の合意書が締結された。別添6の合意書はブルー社が用意し、先にルビーが署名したものがフォックスに郵送され、フォックスがそれに署名した。別添5のやり取りに添付されていたドラフトと別添6の合意書の間の相違点について、フォックスは気が付かずに署名したと述べている。別添6の合意書を作成したブルー社の担当者は、カッコ書きのままだと趣旨が不明確だと考えたので、別添6のように修正したと述べている。

14. ネゴランド金属社の新精錬施設は予定より早く完成し、2002 年から稼働を開始した。性能は申し分なく、世界最先端の施設として注目を浴びた。高性能施設によって、生産効率は大幅にアップし、レッド社の金属資源部門の収益の向上に大きく貢献した。また、レッド社とブルー社との間のニッケル鉱石、チタン鉱石の取引も順調に推移した。2003 年、レッド社はネゴランド・マテリアルズをネゴランド金属社に吸収合併した。これを機に、レッド社とブルー社との間では白金の取引も開始した(これ以前にブルー社とネゴランド・マテリアルズ社との間には取引関係はなかった)。

15. 2004年頃にはレア・メタルに対する国際的な需要が急増した結果、レア・メタル危機と呼ばれる事態が生じた。レッド社はブルー社からのニッケル、チタン、白金の注文に対して、全て応じてくれた。このころ、フォックスとルビーの間では以下のようなやり取りがなされた。

ルビー(ブルー):レア・メタル危機の中で、貴社が当社に対して安定的にレア・メタルを供給して下さっていることに感謝します。

フォックス(レッド):正直なところ、社内では、貴社以外にもっと高く売りつけた方が良いのではないかといった意見もありますし、他国の企業から、金額はいくら高くてもよいから売ってくれといったような注文がある時もあります。しかし、私としては、安定的な取引を大切にしたいと考えていますし、また、何よりも、ネゴランド金属社の新施設建設の際に、大変お世話になったので、できるだけ貴社の依頼にはお応えしたいと考えています。ビジネスには信頼関係が大切ですから。

ルビー(ブルー):有り難いことです。今後、ニッケル、チタン、白金といったレア・メタルの市場環境については、不安定な状況が続くと見えています。当社は、貴社を頼りにしていますので、安定的な供給をお願いします。

フォックス(レッド):安心して下さい。お任せ下さい。

16. その後、両社間のニッケル、チタン、白金の取引は順調に行われた。2014年に世界最大のニッケルの産出国であるインドネシアがニッケルの輸出規制を導入したことにより、国際的にニッケルの供給に不安が生じた際にも、レッド社はブルー社からの注文には全て応じた。こうした2002年以降のレア・メタルの取引に際しては、レッド社がブルー社の全ての注文に何ら条件等を付けることなく応じていたこともあり、レッド社あるいはブルー社のいずれも、別添6の合意書に言及することはなかった。

17. 2014年1月、ネゴランド国でタングステンの鉱山が新たに発見された。報道によれば、大変良質の鉱石が大量に埋蔵されている可能性が高いとのことであった。レッド社ではタングステンの採掘、精錬のための施設を建設することになった。この案件の中心となったのは、レッド社のフォックス常務であった。フォックス常務は、部長から資源開発本部長に昇進しており、レッド社における資源開発事業についての最高責任者であった。フォックス本部長は、このころ、ブルー社本店の金属資源部長となっていたルビー部長に電話をかけた。ブルー社は、カナダでタングステンの精錬を手掛けており、タングステンを含むレア・メタルの精錬に関する最新技術について、ネゴランド国、アービトリア国、メデイトリア国などで特許を有していた。

フォックス(レッド):御存じのとおり、我が国でタングステンの鉱山が新たに発見されました。調査によれば、相当の埋蔵量があるとのこと。当社では、採掘・精錬のためのプラントを建設することとなりました。本件については、入札方式ではなく、相対取引で請負先を決定します。当社としては、貴社の精錬技術を導入したいと考えています。

ルビー(ブルー):当社としても、良質のタングステンを確保したいと考えており、貴国のタング

ステン事業にご協力をさせて頂きたいと考えています。

フォックス(レッド): 技術に加えて、プラント建設資金の一部を提供していただくことも可能でしょうか。

ルビー(ブルー): どのくらいの規模をお考えですか。

フォックス(レッド): 建設総額 7000 万米ドルで、そのうち、5000 万米ドルを融資で調達したいと考えています。

ルビー(ブルー): わかりました。速やかに社内で検討してご連絡させていただきます。

18. 2014 年 2 月、レッド社とブルー社はタングステン鉱山の開発、精錬施設の建設に関するミーティングを行った。このミーティングにおいて、タングステンに関する事業を扱う会社として、新会社を設立すること、施設建設に要する総額は 7000 万米ドルという点では意見が一致した。その事業の実施形態について意見が分かれた。ブルー社は、レッド社とブルー社で合弁会社を設立し、この会社がタングステンの採掘・精錬を行うといった案を提案した。ブルー社としては、今後、アービトリア国はもちろん、世界的にタングステンに対する需要は堅調に推移すると考えられることから、ネゴランド国におけるタングステンの生産に対する権益を確保したいと考え、単なる施設建設ではなく、ブルー社自体が事業主体となる合弁といった形態を望んだのであった。これに対してレッド社は、これまでの取引から、ブルー社の技術力や営業力は信頼しているものの、ブルー社との合弁会社という形で、タングステン事業におけるレッド社の独立性が損なわれることは好ましくないことから、合弁会社という形態は望ましくないと考えていた。

19. 2014 年 2 月のミーティングでは、レッド社とブルー社との間で、以下のようなやり取りがなされた。

フォックス(レッド): 今回の施設に関するご提案には基本的に満足しています。しかし、タングステンの採掘・精錬を合弁事業で行いたいとのご提案については、難しいと考えています。

ルビー(ブルー): なぜでしょうか。

フォックス(レッド): 合弁事業という形になると、経営に際して貴社と相談しながら進めなければならないことにはなりますが、そのような形で事業の自由が制限されることは、当社としては受け入れられないからです。

ルビー(ブルー): そうですか。当社としては、今回のタングステンの採掘・精錬事業に対して資金も技術も提供するのですから、一定の権益を確保したいと思います。

フォックス(レッド): 当社としては、採掘・精錬されたタングステンについて、優先的に貴社に供給することは可能であると考えています。

ルビー(ブルー): ニッケルとチタンの施設を建設したときと同じ形ということでしょうか。

フォックス(レッド): そうですね。そうしたいと思います。ニッケルとチタンについては、それで行っているのではないですか。

ルビー(ブルー): 優先供給については、以前の覚書でお約束頂いていますが、当社としては優先供給を超えて、事業自体に関わっていきたくと考えています。

フォックス(レッド): 今回は、国の方針でもう決まったことですので、ご理解ください。

ルビー(ブルー): やむをえないですね。その代わりといっは何ですが、技術のライセンスについては、アップ・フロントでのライセンス料に加え、年間の産出量に応じたロイヤリティをお支払い頂くことでよいですか。

フォックス(レッド): わかりました。

20. 2014年2月の上記のミーティングを経て、レッド社とブルー社との間で、ブルー社が有するレア・メタルの精錬に関する技術について、別添7のライセンス契約書が締結された。優先供給に関して何らかの書面が取り交わされることはなかった。この点について、仲裁手続で行われた証人尋問では、別添8のような証言が得られている。なお、フォックスは2015年12月に定年でレッド社を退社した。

21. レッド社は本事業のために100%子会社としてネゴランド・タングステン社を設立した。2015年9月、ブルー社から提供された資金と技術を利用して、タングステンの精錬施設が完成し、鉱山及び精錬施設の操業を開始した。この施設が生産するタングステン地金は極めて良質であり、多くの国の企業から注文があった。2015年9月及び10月は順調に生産がなされたが、11月、ネゴランド・タングステン社のある地域に過去に記録のない大雨が降り、同社の施設の一部が水没した。この結果、2015年11月から2016年3月の5か月間にかけて、同社の生産能力は通常の1/3に低下した。

22. 2015年9月から2016年3月の間、ネゴランド・タングステン社が生産したタングステン地金の量、ブルー社が注文した量及びレッド社が供給した量の状況は別添9のとおりである。2015年11月、タングステン地金の生産能力が1/3に低下したことを理由として、レッド社はブルー社に対して同社の注文に応じることができない旨を通知した。これに対して、ブルー社はレッド社にはブルー社に対して優先供給義務があると主張して、タングステン地金の優先的な引き渡しを求めたが、レッド社からブルー社に対してタングステン地金が引き渡されることはなかった。この間のレッド社とブルー社との間のやりとりは、別添10のとおりである。なお、別添9において11月以降増加した国内向けの供給は、メディトリア国のブラック社がネゴランド国に設立している100%子会社であるブラック・ネゴランド社に対するものであることが判明している。ブラック社は、タングステン地金の供給量が減少したことを受けて、ブルー社の購入価格の3割増しで購入することを提案し、レッド社がこれに応じたとのことである。ブラック・ネゴランド社が購入したタングステン地金の全量はブラック・ネゴランド社によって海外に輸出されている。ブラック・ネゴランド社は、今回の取引のために新たにブラック社が設立した会社である。ブラック社が、ブルー社の購入価格の3割増しでタングステン地金を購入することをレッド社に提案した際に、レッド社の金属資源部長であるオレンジとブラック社の資源本部長

であるノムラとの間で以下のようなやり取りがあった。

ノムラ(ブラック): 当社では、他社の購入価格の3割増しで購入しますので、当社に優先的に販売してください。

オレンジ(レッド): それは魅力的ですね。ただ、確か、現在当社は、アービトリア国のブルー社との間で、当社が扱うレア・メタルについては、輸出分はブルー社に優先して供給するという約束をしているはずですが。

ノムラ(ブラック): そうですか。ということは、ネゴランド国内に売る分は優先してよいということですか。

オレンジ(レッド): そのはずですが。

ノムラ(ブラック): それでは、当社がネゴランド国に子会社を設立しますので、そこに売って頂けますか。それならば、輸出分ということにはならないので、優先的に販売して頂けるはずですが。

オレンジ(レッド): いいアイデアですね。そうしましょう。

なお、ブラック社のノムラは、上記の会談の後、レッド社のオレンジとの関係を深めるため、オレンジをメデイトリア国への4泊5日の旅行に招待し、メデイトリア国で高額の接待を行った(費用は全額ブラック社の負担であったとの噂がある)。オレンジは、2016年12月、社内の規定に反して、ネゴランド国内の業者(ブラック・ネゴランド社ではない)から金銭を受け取ったということで、懲戒免職となっている。上記のメデイトリア国への旅行については、オレンジは、費用は自分で払ったと主張している。

23. 2015年11月から2016年3月にかけて、ブルー社の注文通りにタングステンが供給されていた場合には、ブルー社は500万米ドルの利益を得ることができた(この事実には争いはない)。ブルー社は、レッド社に対して、レッド社が優先供給義務に反してタングステンを供給しなかったことにより、ブルー社が500万米ドルの損害を被ったとして、損害の賠償を請求している。これに対して、レッド社は、タングステンの供給についてレッド社は優先供給義務を負うものではないし、仮に何らかの供給義務を負っていたとしても、本件の事情のもとではレッド社には義務違反はないと主張している。

24. 今回の取引に関連して、ブルー社はもう一つの請求をレッド社に対して行っている。それは、ブルー社がレッド社に対してライセンスしたレア・メタルの精錬技術に関するものである。レッド社は、かねてから白金の精錬技術に不満を抱いていたところ、2015年9月、レッド社の研究所において、ブルー社にライセンスを受けた技術が白金の精錬にも利用できるのではないかといったアイデアの検討が開始された。2015年11月、レッド社はブルー社に相談した。

オレンジ(レッド): 当社としては、貴社からライセンスを受けているレア・メタルの精錬技術は白金の精錬技術にも応用できるのではないかと考えています。

ルビー(ブルー): そうですね。確かに、そのような応用は可能だと思います。必要であれば当社としてはライセンス契約書を改訂し、白金の精錬への利用もライセンスの対象としても

かまいません。

オレンジ(レッド):有難うございます。それでは、ライセンス契約を改訂しましょう。契約書の改訂手続については、改めてご連絡させていただきます。

ルビー(ブルー):分かりました。御連絡をお待ちしています。

このやり取り以降、レッド社とブルー社との間では、ブルー社の精錬技術に関するライセンス契約の対象を白金に拡大することに関するやりとりは、一切なされていない。

25. 2015年12月、メディトリア国(メディトリア国は、ニューヨーク条約、パリ条約、WTOの加盟国である)のグリーン社からレッド社に対して、白金の精錬についてグリーン社が有している技術(「本件技術」という)を採用しないか、といったアプローチがあった。グリーン社から提案された本件技術は、レッド社が白金に応用できないかと考えていたブルー社のレア・メタルの精錬技術とそっくりなものであったが、グリーン社によれば、この技術はグリーン社が最近独自に開発したもので、メディトリア国及びネゴランド国で特許申請中であるとのことであった。グリーン社自身も、最近、メディトリア国に有する白金鉱山で利用を開始したが、大変優れた技術で精錬の効率が大幅に上昇したとのことであった。グリーン社からの提案は魅力的なものであり、ライセンス料についてもアップ・フロントで一定額を支払うだけでよいとのことであった。そこで、レッド社はグリーン社との間で、グリーン社がレッド社に対して本件技術をネゴランド国で利用することを許諾する別添11のライセンス契約を締結し、2016年3月1日からレッド社がネゴランド国に有する白金の精錬施設に導入した。この過程で、レッド社はブルー社に連絡したり、ブルー社と相談したりすることはなかった。なお、ネゴランド国では、特許申請中の権利を他者にライセンスすることも法令上認められている。
26. そうしたところ、2016年5月、ブルー社からレッド社に対して、グリーン社の本件技術はブルー社の特許を侵害するものであるとして、別添12のレターが送付されてきた。これに対してレッド社がグリーン社に対して状況を確認したところ、グリーン社からは、「当社が貴社にライセンスした技術については、当社が独自に開発したものであり、ブルー社の特許権を侵害するようなものではありませんので、ご安心ください。ブルー社との間での仲裁手続を通じ、当社の技術が当社独自のものであり、ブルー社の特許権を侵害するものではないことが明らかになるはずです。」との返答があった。そのため、レッド社では、ブルー社に対して別添13のレターを送付し、本件技術の利用を継続した。
27. 2017年3月1日、グリーン社がメディトリア国やネゴランド国の白金の精錬施設で利用している本件技術はブルー社のネゴランド国とメディトリア国における特許権を侵害するものであるため、グリーン社は直ちに当該技術の使用を終了するとともに、特許権侵害行為によりブルー社が被った損害を賠償せよ、とのアービトリア仲裁センターにおける仲裁の仲裁判断が下された。ブルー社は、別添14のレターをレッド社に送付し、ブルー社の技術を白金に利用したことによるロイヤリティに相当する額を支払うことを求めている(なお、仮にレッド社がレッド

社とのブルー社との間のライセンス契約でライセンスされたブルー社の技術を利用していた場合には、2016年3月1日以降、1カ月あたり5万ドルのロイヤリティを支払う義務が発生していたことについて、争いはない)。メディトリア国においてグリーン社が行っていた特許の申請は、グリーン社の申請の対象となっている技術がブルー社が特許を有する技術と同一のものであるという理由で、メディトリア国特許庁により2017年4月1日付で拒絶された。グリーン社は不服申立てを行ったが、2017年5月1日付で退けられた。グリーン社はメディトリア国裁判所に対してメディトリア国特許庁による拒絶処分取消しを求めて訴えを提起したが、訴訟が最終的に決着するには2~3年を要する見込みである。一方、ネゴランド国では、グリーン社が行っていたネゴランド国における特許の申請が2017年4月1日付で認められ、グリーン社が特許権者として登録された。なお、ブルー社は、ネゴランド国特許庁に前記の仲裁判断を提出し、グリーン社の特許申請を認めないよう異議申立てを行ったが、2017年5月1日、ネゴランド国特許庁は、ネゴランド国特許法によればグリーン社の特許権を認めることができるとして、ブルー社の異議申立てを退けた。ブルー社はネゴランド国裁判所にグリーン社の特許権の無効確認を求める訴訟を提起したが、訴訟が最終的に決着するには2~3年を要する見込みである。レッド社は、ブルー社に対して別添15の書面を送付し、ネゴランド国においてはグリーン社が特許権者であるのだから、レッド社はブルー社に対してロイヤリティを支払う義務を負わないと主張している。これに対してブルー社は、別添16の書面を送付し、仮にグリーン社がネゴランド国法上特許権者であるとしても、レッド社はブルー社がライセンスした技術を利用しているのであって、ロイヤリティを支払う義務があると主張している。以上のレア・メタルを巡る事件を、「レア・メタル事件」という。

28. レッド社では、近海にある豊かな漁場を活かしたサケ、マス、サバといった魚資源の輸出を積極的に行うほか、こうした魚資源の確保という観点から、これらの魚の養殖についても研究を進めてきた。レッド社では、2005年に「Red Mix」という魚用の飼料を開発した。このRed Mixは、乾燥した固形タイプの飼料であり、ネゴランド海流とノース海流のぶつかる地点でとれる「ネゴランド・フィッシュ」と呼ばれる小魚の魚粉を主原料に、様々な素材を混ぜて作ったものである。魚の種類に応じて、サケ用、マグロ用、サバ用などのラインアップがあり、2005年の発売当時、価格は1キロあたり1米ドルであり、魚用の飼料としては平均的な価格であった。売り出した当初、このRed Mixは知名度もなく、全く売れなかった。レッド社では、研究開発に要した資金を回収できず、レッド社内では、養殖のための飼料の研究を中止した方がよいのではないかといった意見も聞かれるようになった。
29. ブルー社の食糧部門では、安定した海産物の供給を可能にするという観点から、アービトリア湾周辺地域においてサケの養殖事業を行ってきた。ブルー社が目指していたのは、天然のサケ以上に美味しい養殖魚の生産であった。2005年頃、ブルー社では、従来、利用してきた飼料は値段が高い割に、品質が不安定であるという問題を感じていた。そうしたところ、ブルー社の社長がレッド社の社長を招いて食事をする機会があった。これは、レア・メタル危機

の最中でも安定的にレア・メタルを供給してくれたレッド社に対してブルー社が感謝の気持ちを示したいとして企画したものであった。その席で、レッド社のホーク総裁とブルー社のダイヤモンド社長との間で、以下のようなやり取りがあった。

ダイヤモンド(ブルー): ニッケル、チタン、白金の取引については、貴社がしっかりと供給していただき、感謝しています。

ホーク(レッド): 当社としては、貴社との安定的、長期的な取引を大切にしたいと考えています。

ダイヤモンド(ブルー): レア・メタルに対する需要は大きいので、ぜひ引き続き当社に優先的に供給してください。

ホーク(レッド): わかりました。フォックス部長からも貴社の話は聞いています。こちらこそ宜しくお願いします。ところで、貴社では養殖も手掛けておられますね。当社では、養殖に用いる飼料の生産もしており、最近、いい飼料ができました。まだ知名度がないのですが、品質には自信があります。ぜひ一度、使ってもらえませんか。

ダイヤモンド(ブルー): わかりました。お世話になっている貴社からのお話ですので、前向きに検討させて頂きたいと思います。担当に伝えておきます。

30. 以上のようなやりとりの後、レッド社とブルー社との間で Red Mix の取引に関する交渉が行われた。レッド社からブルー社に対してサンプルが提供され、ブルー社が試用したのち、レッド社の漁業部長であるリサ・ウルフ氏とブルー社の養殖事業部のサファイア部長との間で以下のようなやり取りがなされ、2006年5月から Red Mix の本格的な取引が開始された。

サファイア(ブルー): 貴社のホーク総裁から当社の社長が Red Mix のお話を伺いました。その後、サンプルを使わせて頂きましたが、魚の状態もよく、満足しています。当社としては Red Mix を正式に当社の養殖部門の飼料として採用したいと思います。

ウルフ(レッド): 有難うございます。

サファイア(ブルー): ご存知の通り、養殖ビジネスにとって、飼料代は最大のコスト要因です。当社としてもできるだけコストを引き下げたいと考えています。毎年最低購入量として1000トンの購入をお約束しますので、価格を定価の2割引きとして頂くことは可能でしょうか。

ウルフ(レッド): わかりました。当社としても安定した売り上げが確保できるのであれば、ある程度の割引は可能です。その条件でお願いします。

31. 2010年になると、Red Mix の知名度は上がってきた。Red Mix を食べさせて育てた魚は病気になりにくく、また、身が締まって美味しくなると評判になった。人気商品となり、価格も発売当初の1キロあたり1米ドルから、1キロあたり1.2米ドルにアップした。Red Mix を使うようになるとブルー社の養殖サケの評判もあがった。ブルー社の養殖サケは、「ブルー・サーモン」と呼ばれ、天然のサケよりも美味しく、栄養があり、寄生虫などの心配もない、といった評価を受けるようになった。ブルー・サーモンの価格は、Red Mix を利用する前に比べると、約1.5倍

となった。

32. 2012年7月には、レッド社はRed Mixの品質をさらに向上したSuper Red Mixの発売を開始した。Super Red Mixは1キロあたり1.8米ドルで売り出された。ブルー社は、ブルー・サーモンの成功はRed Mixがあればこそであると考えていた。そこで、ブルー社は、Super Red Mixの発売を機に、レッド社との間で、Requirement Contractを締結したいと考え、2012年8月、レッド社と面談した。

サファイア(ブルー): 当社としては、貴社のSuper Red Mixはブルー・サーモンにとってなくてはならないと考えており、ぜひ購入したいと考えています。

ウルフ(レッド): おかげ様で、Red Mixは大変好評で、売り上げも好調であったため、その利益を使って、さらに品質の良いSuper Red Mixを開発することができました。品質にはかなり自信があります。

サファイア(ブルー): Super Red Mixもきっと大人気になるでしょうね。ところで、Super Red Mixの生産量は、十分あるのですか。

ウルフ(レッド): ネゴランド・フィッシュは豊富にいることが確認されていますので、大丈夫だと思います。

サファイア(ブルー): そうですか。それでは、この機会に、当社としては貴社とSuper Red MixについてのRequirement Contractを締結したいと考えています。

ウルフ(レッド): Requirement Contractとは、どういうものですか。

サファイア(ブルー): 当社が必要とする量の飼料を貴社が供給することを約束していただくものです。当社が契約に従って注文した場合には、貴社は当社に納品しなければなりません。

ウルフ(レッド): 当社には義務だけがあって、メリットはなさそうですね。ただ、価格については、現在、定価の2割引きでお願いしていますが、これを定価でお買いいただけるのであれば、Requirement Contractを締結しても構いません。

サファイア(ブルー): 最低購入量として1000トンという従来の取決めは維持しますので、1割引きで何とかお願いできませんか。

ウルフ(レッド): わかりました。それでは、5000トンという上限を設けるということであれば、お受けしたいと思います。

サファイア(ブルー): それでお願いします。

以上のミーティングの結果、2012年9月、レッド社とブルー社との間で、別添17の契約が締結された。2012年9月以降、別添17の契約に基づき、ブルー社がレッド社に対して行ったSuper Red Mixの注文の状況は別添18のとおりである。

33. 2015年12月、レッド社のウルフとブルー社のサファイアは、2016年の飼料の取引について協議するため、面談した。その際、以下のやり取りがなされた。

サファイア(ブルー): 今年も大変お世話になりました。

ウルフ(レッド):こちらこそありがとうございました。

サファイア(ブルー):当社の方で、2016年の飼料についての注文計画を作成しました。基本的に、毎月、この通りに注文書をお送りしたいと思います。

ウルフ(レッド):分かりました。ところで、当社では、ネゴランド・アービトリア近海の魚種資源の調査プロジェクトを企画しています。貴社と一緒に実施できればと考えていますが、ご関心はありますか。

サファイア(ブルー):はい。ぜひ一緒にしたいと思います。

ウルフ(レッド):当社では、我が国の魚種資源に関する調査データ等を扱っており、これらは対外的に公表していないので、守秘義務契約を締結していただく必要があります。

サファイア(ブルー):アービトリア近海に関して私たちが有しているデータについても同じですので、相互に守秘義務を負うということで問題ありません。

サファイアがウルフに対して手渡した注文計画書は別添19のとおりである。

34. 2015年12月のウルフとサファイアとの面談で言及された魚種資源の調査プロジェクトについては、その後、具体的な交渉がなされた結果、レッド社とブルー社が共同で調査をすることについて合意が整い、2016年3月、レッド社とブルー社は別添20の守秘義務契約を締結した。その後、調査が進み、レッド社とブルー社との間で様々な情報がやりとりされた。2016年4月、ブルー社でこの調査プロジェクトを担当していた職員が、社外から送られてきた電子メールに添付されていたウィルスの組み込まれた添付ファイルを開き、パスワードを盗み取られ、何者かの手によって、この調査プロジェクトに関連する様々な情報がインターネット上に公表されてしまうといった事態が発生した。ブルー社では、外部からの電子メールについてウィルスの有無をチェックする標準的なプログラムを備えており、また、職員に対しては、度々、見知らぬ添付ファイルを開かないように注意喚起をしていたが、今回のウィルスは新種で、このプログラムをすり抜け、当該担当者はうっかり開いてしまった、とのことであった。
35. 公表された情報には、ブルー社がレッド社から受領していた情報も含まれていた。その情報の中に、ネゴランド国の農林水産省が、ネゴランド国、アービトリア国も締約国となっている魚種資源の保存に関する条約(「魚種資源保存条約」という)に反するような形でネゴランド国の漁船がネゴランド国の近海で漁業を行うことを容認していることを示す証拠が含まれていた。具体的には、農林水産省に対して違法な操業についての情報が寄せられていながら、同省は、あえて特段のアクションを取らず、放置したことを裏付ける記録である。条約によれば、締約国が条約に反する違法な操業を発見した場合には必要な処分を行うとともに、当該締約国はその事実を公表しなければならないと規定されている。ネゴランド国の漁船によって違法操業が行われており、かつ、政府がそれを放置していたという情報は、新聞やテレビで大々的に取り上げられた。国際的にもネゴランドの海産物の不買運動やネゴランド国企業への漁業関係製品の供給拒否といった動きを生じさせた。この情報が公表された結果、2016年4月から12月にかけてのネゴランド国の海産物の輸出量は大きく落ち込み、レッド社は

1000 万米ドルの損失を被った。ネゴランド国農林水産省は公式にこの情報を認めることはしていない。この情報はレッド社がネゴランド国農林水産省から受領しており、本来であれば、レッド社の内部にとどめておくべきであった情報を、レッド社の担当者が他の秘密情報を提供する際に誤ってブルー社と一緒に提供してしまったものである。ネゴランド国農林水産省が魚種資源の保存のために様々な積極的な施策をとることを公表したこともあって、2017 年には、この騒動は沈静化し、レッド社の輸出量も元に戻っている。

36. レッド社は、上記の情報が公表されたのは、レッド社とブルー社との間の別添20の守秘義務契約に基づく義務に違反するものであり、この義務違反によって 1000 万米ドルの損害を被ったとして、損害賠償を求めている。これに対して、ブルー社は、守秘義務違反はないし、損害賠償責任も負わないと反論している。なお、この情報が公表されなければ 1000 万米ドルの損失が発生しなかったことについて争いはない。

37. また、2016 年 9 月、レッド社からブルー社に対して、別添21の書面が送付され、別添17の契約に関して、ハードシップを理由とする契約の再交渉の要請がなされた(なお、別添21の書面に記載されている①～⑦が全て事実であることについては争いはない)。これに対してブルー社は、別添22の書面を送付し、再交渉の要請を拒否した。レッド社は、電話等で別添21の書面と同内容を述べ、ブルー社に対して再交渉を要請したが、ブルー社はやはり別添22の書面と同内容を述べて、この要請を拒否した。このため、レッド社は仲裁手続において、別添17の契約の改訂あるいは解消を求めることとした。なお、レッド社は、契約の改訂あるいは解消についての協議が整うまでは、毎月 100 トンを定価の 1 割引きで販売する以上のことはできないと述べ、ブルー社は 2017 年 11 月末までの暫定的な措置として、そのような取り扱いに同意している。ただし、ブルー社は、この暫定的な措置への同意は、ハードシップの存否やその効果についてのブルー社の主張に何ら影響を与えるものではないことの留保を行っている。

以上の事件を、「漁業事件」という。

38. レッド社とブルー社は、レア・メタル事件及び漁業事件における紛争を仲裁で解決することに合意した。この仲裁手続において実体問題に適用される法については、関係する事実の発生時期にかかわらず、UNIDROIT 国際商事契約原則 2016 年版とすることに当事者が合意している。本仲裁手続における当事者の請求と、2017 年 11 月 18 日に予定されている期日において検討されるべき争点は、別添23のとおりである。

<ラウンド B>

39. 2017 年 1 月、ネゴランド国近海の海底鉱脈から新種の鉱物の鉱脈が発見された。この鉱物は、「ネゴニウム」と命名された。入手されたサンプルの調査の結果、モータ用永久磁石や自動車排ガス浄化用触媒、鉄鋼の高機能化(高張力鋼、耐熱鋼等など)のための添加物への利用など、現存している他の鉱物よりも汎用性が高いことが確認され、大きな需要が見込まれている。ただし、鉱脈にあるネゴニウムの量や商業化の可能性については、今後の調査とフィージビリティ・スタディの結果次第である。
40. アービトリア近海にもネゴニウムの鉱脈があるのではないかという見解も示されているが発見には至っておらず、現時点でネゴニウムの産出が確認されている国は世界でネゴランド国のみとなっている。レッド社は、このネゴニウムを自国の製造業で活用するとともに、ネゴニウムの輸出を通じて自国経済の発展に寄与させたいと考えている。具体的には、2018 年から 2019 年にかけて、2 年程度で、資源量等の調査、フィージビリティ・スタディ等を行い、その後、本格的な開発に乗り出すかどうかを決定したいと考えている。しかし、レッド社には海底鉱脈での資源開発のノウハウがなく、また、海底鉱脈ということでリスクも高いと考えられたため、海底鉱脈からのネゴニウムの開発に必要なノウハウを有した第三者とのジョイント・ベンチャーというかたちで行うことにした。
41. 2017 年 9 月、レッド社はネゴニウムの産出に興味を示した国内外の複数の資源開発会社、商社に入札を実施した。今回の資源開発は海中での作業となるため、海中での資源開発の経験や環境負荷への対応が優れている会社を中心に選出され、1 次入札の結果、ブルー社を含む 7 社が選考に残った。そして、特に環境負荷への対応が優れていたブルー社に対して優先交渉権が与えられた。
42. レッド社とブルー社は 2017 年 11 月 19 日に下記の論点につき交渉の場を設けることとなった。なお、今回の案件はレッド社とブルー社との共同出資によって行うが、ジョイント・ベンチャーの形態は、unincorporated 型とすることが決まっている。

① 出資額

現状、当初の調査やフィージビリティ・スタディ段階で要する費用としては、2018 年、2019 年とも、各 5000 万米ドルを見込んでいる。この費用の負担について、今までの交渉では、レッド社からは最大で 6~7 割程度の出資をするつもりであるが、ブルー社にもある程度責任を持って事業に参画してもらえよう、できるだけ多くの出資をしてもらいたいとの発言がなされている。一方、ブルー社からは、ネゴニウムの有用性は認識しつつも、新種の鉱物でありマーケットがまだ確立していないこと、海底鉱脈の開発案件という難易度の高い案件であることから、出資額はある程度抑えたいとの発言がなされている。

② ブルー社の技術の評価

今回のプロジェクトには、ブルー社が有する技術の提供が必須である。ブルー社からは、ブルー社が提供する技術を現物出資として評価して欲しいとの要望が出されている。ブルー社によれば、この技術は、2017年に完成したばかりの最新の技術であり、開発には2000万米ドルを要したとのことである。レッド社としては、この技術の高評価は、プロジェクト費用の増加やレッド社の持分の希釈に繋がるので、評価額はできるだけ抑えたいと考えている。

③ 産出物の売り先

これまでの交渉では、本格的な開発が決定された場合の産出物の分配の仕方についても議論している。いずれの当事者も、産出されたネゴニウムは、出資比率の割合で分配し、分配されたネゴニウムをどうするかは各当事者の自由とするのが原則であるとの理解であるが、レッド社は、ネゴニウムに関する事業はいわば国策であり、このネゴニウムを自国の製造業で活用するとともに、ネゴニウムを同国にとって戦略的に重要な国々に輸出することを通じてネゴランド国経済の発展に寄与させたいとの考えが示されている。そうした観点から、レッド社からは、ブルー社に分配されるネゴニウムのうち30%までは、レッド社からの要請があった場合には、レッド社あるいはネゴランド国の企業に対して売却することを約束して欲しいとの発言があった。これに対してブルー社は、ネゴニウムは様々な分野に活用できることが確認されており、順調に採掘されるようになった場合には、顧客からの引合いも期待されることから、自社の利益を最大化できるよう自由に販売できるようにしておく必要があり、そのような制約は受け入れがたいといった発言をしている。

43. また、レッド社はネゴニウムの採掘以外に、国内のネゴランド山、ネゴ湖の一角を対象としたジオパークの建設にも着手したいと考えている。ネゴ湖の水の透明度は高く、水中にいる魚や底に沈む岩の形がはっきりと見えるくらい透き通っている。ネゴ湖周辺には森林も生い茂り、豊かな動植物が見られる他、ネゴ湖から流れているネゴアブ川は流れも緩やかで、様々な魚が生息している。ジオパークとは、UNESCOにより「地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的とした事業」と定義され、地域の自然・文化を保護し、多くの人に知ってもらい、訪れてもらいながら、地域経済を持続可能な形で活性化することを目的としたものである。ネゴランド国は、この地域の自然を保護するとともに、観光資源の1つとして国内外から観光客を誘致し、資源開発、漁業等と並ぶ国の重要な産業の1つとして成長させたいと考えている。現在、同地域はネゴランド国の国立公園となっているが、観光客を誘致するための設備(宿泊施設、都心部からのバスや鉄道といった交通手段、公園内の観光客向けルート等)が整っていない。一般道路は整備されているがこの地域に繋がる高速道路はなく、近隣の都市であるネゴリア(ネゴタウンからネゴリアには飛行機で1時間、高速鉄道4時間かかる)から国立

公園への鉄道レールは敷かれていないため、ネゴリアからは車で一般道路を通過して約 2 時間かけて行かなければならない。レッド社はネゴランド国の窓口として、同国立公園の管理を任されており、同国立公園の環境を保全しつつ、観光客を誘致の実績を積むことで、2025 年までには同国立公園のジオパーク認定を得たいと考えている。

44. 2017 年 10 月、ブルー社がレッド社とネゴニウムの鉱山開発の話を進める中で、レッド社より、ブルー社に対して、ネゴランド国への観光客誘致に向けて、国立公園の観光開発のための整備にも協力して欲しいとの要請があった。その場に居合わせていたブルー社の担当者は金属・エネルギー部門の所属であったため、明確な回答はせず、一旦本社に持ち寄って検討することとした。その後、ブルー社からレッド社に対しては、寄付金という形で協力することは難しいと思うが、環境整備のためにどのような協力が出来るか、しっかりと検討し、2017 年 11 月 19 日の交渉の際にお返事したいとの回答があった。レッド社から質問を受けているのは下記 3 点であり、この点について 2017 年 11 月 19 日の交渉の場で話し合うこととしている。

- ① 都市からのアクセスや宿泊施設等、国立公園の環境整備のために、寄付金を出してもらえるか
- ② 観光客誘致に向けた設備の建設に協力してもらえるか
- ③ その他、観光客を呼び込むためのアイデアについて

45. 交渉には、レッド社から、副総裁、資源開発事業担当取締役、観光事業部長、法務部長、財務部長が、ブルー社から、副社長、金属・エネルギー部門担当取締役、機械・インフラ部長、法務部長、財務部長が参加の予定である。仮に、合意に至るためにはさらなる調査が必要である等の理由で合意に至ることができない項目があっても、今後の交渉の方向性については合意したい。

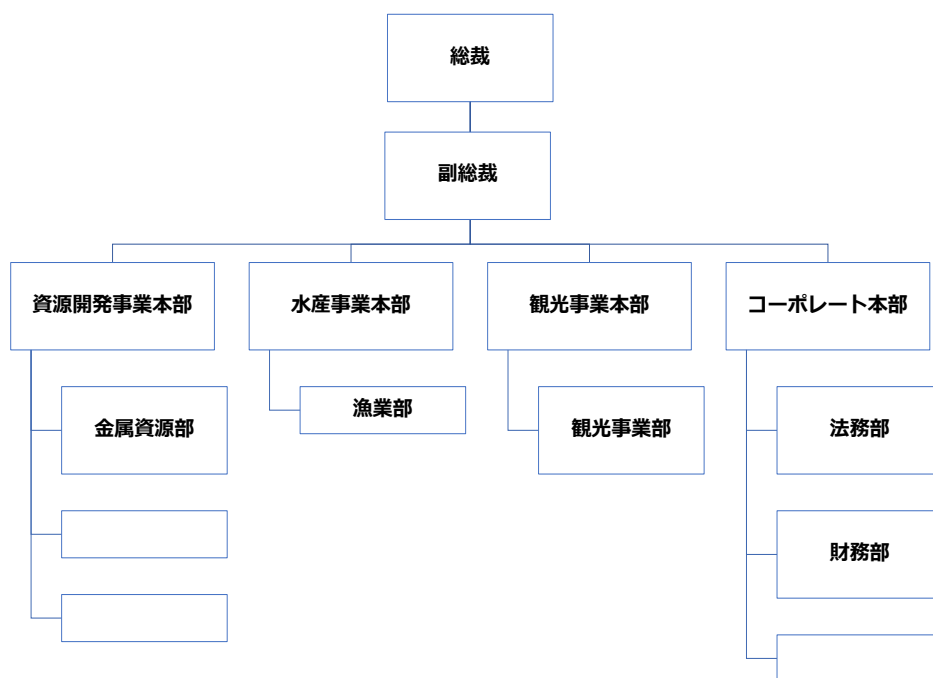
レッド社の概要

社名:レッド社

本店所在地:ネゴランド国ネゴタウン

財務諸表:非開示

組織 (本問に関係ない部署は省略した)



ブルー社の概要

社名:ブルー社

本店所在地:アービトリア国アブアブ

株式:アービトリア証券取引所上場会社

決算:12月決算、国際会計基準(IFRS)を適用

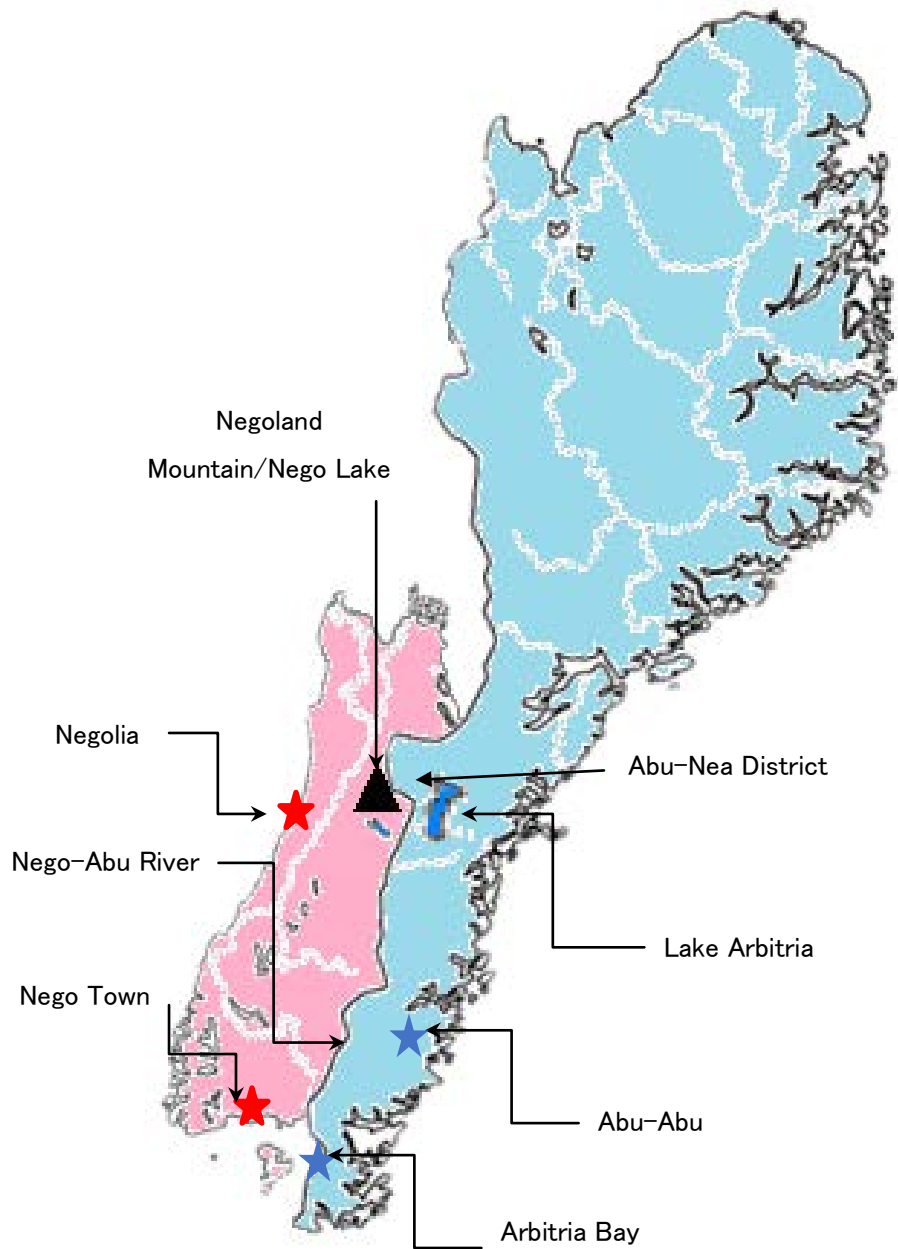
連結財務諸表

(単位:百万米ドル)		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
金属・エネルギー		34,500	35,600	22,900	15,900	15,200
機械・インフラ		6,100	5,900	5,300	4,500	4,700
食品		12,100	13,600	10,500	8,500	8,900
生活産業		13,300	12,900	11,500	10,700	11,400
その他		2,000	2,000	1,800	1,400	1,800
収益		68,000	70,000	52,000	41,000	42,000
金属・エネルギー		1,700	1,500	300	-2,400	200
機械・インフラ		500	400	300	100	700
食品		100	100	100	100	100
生活産業		200	300	200	200	200
その他		300	0	100	100	0
当期純利益		2,800	2,300	1,000	-1,900	1,200

(単位:百万米ドル)		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
金属・エネルギー		74,000	72,000	59,000	43,000	49,000
機械・インフラ		26,000	27,000	24,000	22,000	25,000
食品		12,000	11,000	10,000	8,000	10,000
生活産業		22,000	22,000	19,000	17,000	19,000
その他		9,000	7,000	7,000	5,000	8,000
総資産		143,000	139,000	119,000	95,000	111,000

(単位:百万米ドル)		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
営業活動によるキャッシュ・フロー		7,410	6,500	7,540	6,370	4,810
投資活動によるキャッシュ・フロー		-12,220	-9,490	-4,550	-4,420	-4,160
財務によるキャッシュ・フロー		3,900	-130	-1,430	-520	-650
現金及び現金同等物期末残高		23,270	17,680	16,510	16,120	17,810

ネゴランド国及びアービトリア国の地図



ネゴリラ、アブドル、米ドルの推移

	Nego-Lira	Abu-Dollars	US Dollars
2000	1	1	1
2001	1	1	1
2002	1	1	1
2003	1	1	1
2004	1	1	1
2005	1	1	1
2006	1	1	1
2007	1	1	1
2008	1	1	1
2009	1	1	1
2010	1	1	1
2011	1	1	1
2012	1	1	1
2013	1	1	1
2014	1	1	1
2015	1	1	1

	Nego-Lira	Abu-Dollars	US Dollars
2016.1	1.1	1	1
2016.2	1.1	1	1
2016.3	1.2	1	1
2016.4	1.3	1	1
2016.5	1.3	1	1
2016.7	1.4	1	1
2016.8	1.4	1	1
2016.9	1.4	1	1
2016.10	1.4	1	1
2016.11	1.4	1	1
2016.12	1.4	1	1
2017.1	1.4	1	1
2017.2	1.4	1	1
2017.3	1.4	1	1
2017.4	1.4	1	1
2017.5	1.4	1	1
2017.6	1.4	1	1
2017.7	1.4	1	1
2017.8	1.4	1	1
2017.9	1.4	1	1
2017.10	1.4	1	1
2017.11	1.4	1	1

E-mail communications between Red and Blue

From: George Ruby
Sent: Friday, July 29, 2000 10:23 AM
To: Kate Fox
Subject: Re: Priority Supply Agreement

Dear Ms. Fox,

Thank you very much for your e-mail.
We accept your proposed amendments.
Let's take necessary internal steps to conclude the agreement and sign it as soon as possible.

Best regards,
George

-----Original Message-----

From: Kate Fox
Sent: Wednesday, July 19, 2000 5:51 PM
To: George Ruby
Subject: Re: Priority Supply Agreement

Dear Mr. Ruby,

Thank you for your email.
I reviewed the draft agreement regarding the priority supply of Nickel and Titan. Please find my proposals (highlighted in red) to amend to reflect our mutual understanding more precisely.

Best regards,
Kate

<Attachment File>

RE: Priority Supply of Rare Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue

accept the right to order and purchase the rare metals (Nickel and Titanium) that are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers in other countries than Negoland.

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

-----Original Message-----

From: George Ruby

Sent: Friday, July 7, 2000 2:51 PM

To: Kate Fox

Subject: Priority Supply Agreement

Dear Ms. Fox,

It was great to see you and discuss the priority supply of rare metals produced by your company. Please find the attached draft agreement on the priority supply and give us your comments, if any.

Thank you very much and I look forward to hearing from you.

Best regards,

George

<Attachment File>

RE: Priority Supply of Rare Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue accept the right to order and purchase the rare metals that are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers.

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

RE: Priority Supply of Rare Metals

Red Corporation ("Red") and Blue Inc. ("Blue") agree that Red gives Blue the right and Blue accept the right to order and purchase the rare metals, such as Nickel and Titanium, which are produced by Red or its affiliate in precedence to other prospective purchasers in other countries than Negoland.

August 1, 2000

Kate Fox

George Ruby

Red Corporation

Blue Inc.

License Agreement

This License Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of February 28, 2014, by and between Blue Inc. (“Licensor”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Arbitria, and Red Corporation (“Licensee”), a corporation organized an existing under and by virtue of the laws of Negoland.

WITNESSETH:

WHEREAS, Licensor owns certain refining technology of rare metals (“Licensed Technology”); and

WHEREAS, Licensee desires Licensor, and Licensor is willing to grant Licensee a license regarding such refining technology under the terms and conditions hereinafter set forth.

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the parties hereto agree as follows:

1. LICENSE:

1.1 Subject to the terms of this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee and its subsidiaries a non-exclusive, non-transferable, limited, royalty-bearing license, without any right to grant a sublicense under the Licensed Technology during the term of this Agreement solely to refine Tungsten.

1.2 Licensee may not use the Licensed Technology other than the purpose as set forth in Section 1.1.

1.3 Licensee shall cause its subsidiaries to be bound by the obligations no less restrictive than those of Licensee under this Agreement and will be fully liable for the subsidiaries’ performance thereof.

2. OWNERSHIP:

2.1 Licensee acknowledges that this Agreement does not transfer or convey to Licensee the ownership of or any rights in any of the Licensed Technology (expressly including intellectual property rights thereto) except as expressly set forth herein. Licensee shall not acquire any right, title or goodwill to the Licensed Technology by virtue of using such Licensed Technology.

2.2 Any right not expressly granted herein to Licensee is expressly reserved by Licensor. Unless otherwise expressly provided herein, nothing contained in this Agreement shall be construed as granting or conferring any right or license, by implication, estoppel or otherwise,

under any patent, copyright, trademark, trade secret or any other intellectual property rights of Licensor.

3. LICENSE FEE AND ROYALTIES

3.1 In consideration of the license granted under Section 1.1 hereof, Licensee shall pay to Licensor US\$200,000 within thirty (30) days after the execution of this Agreement.

3.2 In addition to the foregoing, Licensee shall pay to Licensor, in United States dollars, a running royalty equal to three percent (3%) of the Production Amount each calendar month. The "Production Amount" means the quantity produced by Licensee and/or its subsidiaries multiplied by the average of the market price for the respective month in the London Metal Exchange. Within fifteen (15) days after the end of each calendar month, Licensee shall provide a report to Licensor stating the Production Amount and applicable royalties for the applicable month.

(Omitted)

6. TERM:

6.1 This Agreement shall become effective as of February 28, 2014 and shall continue in full force and effect for one (1) year. Thereafter, this Agreement shall be automatically extended on a year-by-year basis unless either party gives to the other party a written notice of its termination to terminate this Agreement at least thirty (30) days prior to the expiration of such initial one (1) year period or any extended term thereof, as the case may be.

7. MISCELLANEOUS:

(Omitted)

7.8 This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

7.9 Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan. Such arbitration shall be conducted in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules.

7.10 This Agreement constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter of this Agreement, and supersedes and replaces all prior or contemporaneous communications, discussions, understanding or agreements, written or oral, regarding the subject matter hereof. No amendment or supplement to or modification of this Agreement shall be binding unless made in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties by their duly authorized representatives have

executed this Agreement upon the date first set forth above.

Licensor:
Blue Inc.

Licensee:
Red Corporation

By (signed)

By (signed)

○ルビー及び他のブルー社の担当者の証言

Q:なぜ、タングステンについて優先供給に関する書面を作成しなかったのですか。

A:別添6の合意書でカバーされると考えていたので、あえて今回、優先供給に関する合意を改めて締結する必要はないと考えていました。

Q:別添6の合意書がどのような金属に適用されるかについて、レッド社とブルー社との間でやりとりがなされたことはありますか。

A:2000年7月のミーティングでのやりとりと、別添5のやりとりを除いては、別添6について明示的にやりとりがなされたことはありません。

○フォックスや他のレッド社の担当者の証言

Q:なぜ、タングステンについて優先供給に関する書面を作成しなかったのですか。

A:別添6の合意書はニッケルとチタンに関する合意であると考えていましたが、今回についてはブルー社から要請がなかったため、当社からあえて優先供給に関する話を持ち出すことはありませんでした。

Q:別添6の合意書がどのような金属に適用されるかについて、レッド社とブルー社との間でやりとりがなされたことはありますか。

A:2000年7月のミーティングでのやりとりと、別添5のやりとりを除いては、別添6の合意書について明示的にやりとりがなされたことはありません。

Production, Demand and Supply of the Tungsten Products of Red

(unit : tonne)	2015.9	2015.10	2015.11	2015.12	2016.1	2016.2	2016.3
Total Production Quantity	120	120	40	40	40	40	40
Demand in Negoland	20	20	*40	*40	*40	*40	*40
Supplied to Negoland Companies	20	20	*40	*40	*40	*40	*40
Export	100	100	0	0	0	0	0
Ordered by Blue	20	20	20	20	20	20	20
Supplied to Blue	20	20	0	0	0	0	0

*のついている 40 のうち、20 はブラック・ネゴランド社からの注文、および、同社に対する供給量である。

レッド社とブルー社との間のやりとり

1. レッド社→ブルー社

先日のネゴランド国での大雨のため、ネゴランド・タングステン社の施設の一部が水没しました。現在、復旧計画を立てていますが、復旧には半年ほどかかる見込みであり、この間、当社のタングステン地金の生産能力は3分の1に低下してしまうことが明らかになりました。このため、生産能力が復旧するまでの間、貴社へのタングステン地金の供給は不可能となりました。悪しからずご了解ください。

2. ブルー社→レッド社

大雨による被害についてお見舞い申し上げます。
タングステン地金の生産能力が3分の1に低下するため、当社からの注文に応じることができないとのことですが、貴社は2002年8月の合意書により、当社への優先的な供給をお約束されていますので、生産された分を当社に優先的に供給していただきますようお願い致します。

3. レッド社→ブルー社

ご連絡有難うございます。
当社としては、ニッケルやチタンについては優先的な供給をお約束しましたが、それ以外のレア・メタルについて優先的な供給をお約束したことはありません。
また、ちょうど、国内でタングステンを必要とする量が増加したこともあり、国内への供給分を除きますと当社から輸出に回すことのできるタングステンはありません。

4. ブルー社→レッド社

2002年8月の合意書では、ニッケルやチタンに限定するとはされていません。また、国内への供給分が増加したとのことですが、このような緊急事態に、わざわざ新たに国内への供給分を増やすことは容認できません。

5. レッド社→ブルー社

残念ながら、ご要望に沿うことはできません。

License Agreement

This License Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of January 10, 2016, by and between Green Inc. (“Licensor”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Meditria, and Red Corporation (“Licensee”), a corporation organized an existing under and by virtue of the laws of Negoland.

WITNESSETH:

WHEREAS, Licensor owns certain refining technology of Platinum (“Licensed Technology”); and

WHEREAS, Licensee desires Licensor, and Licensor is willing to grant Licensee a license regarding such refining technology under the terms and conditions hereinafter set forth.

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the parties hereto agree as follows:

1. LICENSE:

1.1 Subject to the terms of this Agreement, Licensor hereby grants to Licensee and its subsidiaries a non-exclusive, non-transferable license, without any right to grant a sublicense under the Licensed Technology during the term of this Agreement to refine Platinum in Negoland

1.2 Licensee may not use the Licensed Technology other than the purpose as set forth in Section 1.1.

1.3 Licensee shall cause its subsidiaries to be bound by the obligations no less restrictive than those of Licensee under this Agreement and will be fully liable for the subsidiaries’ performance thereof.

1.4 In consideration of the license granted under Section 1.1 hereof, Licensee shall pay to Licensor US\$500,000 within thirty (30) days after the execution of this Agreement.

2. OWNERSHIP:

2.1 Licensee acknowledges that this Agreement does not transfer or convey to Licensee the ownership of or any rights in any of the Licensed Technology (expressly including intellectual property rights thereto) except as expressly set forth herein. Licensee shall not acquire any right, title or goodwill to the Licensed Technology by virtue of using such Licensed Technology.

2.2 Any right not expressly granted herein to Licensee is expressly reserved by Licensor. Unless otherwise expressly provided herein, nothing contained in this Agreement shall be

construed as granting or conferring any right or license, by implication, estoppel or otherwise, under any patent, copyright, trademark, trade secret or any other intellectual property rights of Licensor.

(Omitted)

6. TERM:

6.1 This Agreement shall become effective as of January 10, 2015 and shall continue in full force and effect for one (1) year. Thereafter, this Agreement shall be automatically extended on a year-by-year basis unless either party gives to the other party a written notice of its termination to terminate this Agreement at least thirty (30) days prior to the expiration of such initial one (1) year period or any extended term thereof, as the case may be.

7. MISCELLANEOUS:

(Omitted)

7.8 This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

7.9 Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan. Such arbitration shall be conducted in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules.

7.10 This Agreement constitutes the entire agreement between the parties with respect to the subject matter of this Agreement, and supersedes and replaces all prior or contemporaneous communications, discussions, understanding or agreements, written or oral, regarding the subject matter hereof. No amendment or supplement to or modification of this Agreement shall be binding unless made in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties by their duly authorized representatives have executed this Agreement upon the date first set forth above.

Licensor:
Green Inc.

Licensee:
Red Corporation

By (signed)

By (signed)

レッド社御中

ブルー社

貴社では、白金の精錬について、当社が貴社に対してライセンスした精錬技術を利用されていますが、当社と貴社が2014年に締結したライセンス契約では、当該技術の利用対象はタングステンの精錬に限定されています。当社の同意を得ることなく当該技術を白金の精錬に用いることはライセンス契約違反となります。また、当該技術を白金の精錬に利用された場合、ライセンス契約の規定に従い、生産量に応じたロイヤルティをお支払い頂く必要があります。

なお、貴社はグリーン社から技術のライセンスを受けたと伺っていますが、グリーン社は当社の精錬技術に関する特許権を侵害しており、当社としてはグリーン社に対して、特許権侵害行為の即時解消と損害の賠償を求める仲裁申立てを行っています。

直ちに当該技術の白金の精錬への利用を中止されるか、当社と貴社との間のライセンス契約の改訂を行うとともに、白金の生産量に応じたロイヤルティをお支払いください。

ブルー社御中

レッド社

当社がグリーン社に確認したところ、当社がグリーン社からライセンスを受けた技術は、確かにグリーン社が独自に開発したものであり、貴社の特許権を侵害するものではないとの確認がありました。つきましては、当社としては、当該技術の利用を継続したいと思います。また、貴社にロイヤリティをお支払いする理由はないものと考えております。

レッド社御中

ブルー社

先日、アービトリア仲裁センターにおける当社とグリーン社との間の仲裁手続において、グリーン社が貴社にライセンスした技術は、当社がネゴランド国及びメディトリア国において有する特許権を侵害するものであること、したがって、グリーン社は直ちに当該技術の使用を終了すべきこと、特許権侵害行為によりブルー社が被った損害を賠償すべきこと、を内容とする仲裁判断が出されました。

つきましては、直ちに当該技術の白金の精錬への利用を中止されるか、当社とのライセンス契約の改訂を行うとともに、白金の生産量に応じたロイヤルティをお支払いください。

ブルー社御中

レッド社

貴信を受領しました。アービトリア仲裁センターでは、グリーン社に特許権侵害があったとの仲裁判断が出されたとのことですが、貴社もご存じの通り、2017年4月1日、ネゴランド国特許庁は、グリーン社の特許権を認め、グリーン社は特許権者として登録されています。従いまして、貴社の当社に対するご主張には理由がないものと考えております。

レッド社御中

ブルー社

貴信を拝見しました。

グリーン社による当社の特許権侵害については、既にお知らせした仲裁判断が尊重されるべきものです。メイトリア国でもグリーン社による特許申請は拒絶されています。当社は、ネゴランド国の特許庁の決定に関して、グリーン社の特許の無効の確認を求める訴訟をネゴランド国裁判所に提起致しました。貴社は当社がライセンスした技術を白金に利用されているのですから、グリーン社が特許権を有するか否かにかかわらず、当社に対してロイヤルティを支払う義務があります。

Requirements Contract

This Requirements Contract (this “Agreement”), made and entered into as of September 1, 2012, by and between Blue Inc. (“Purchaser”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Arbitria, and Red Corporation (“Supplier”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Negoland (Purchaser and Supplier are collectively, the “Parties” and respectively, the “Party”).

WITNESSETH:

WHEREAS, the Supplier is in the business of developing, manufacturing and selling certain feed called “Super Red Mix” (“Product”);

WHEREAS, the Purchaser desires to purchase certain of its requirements for Product from the Supplier, and the Supplier desires to sell to the Purchaser the Product to the Purchaser, subject to the terms and conditions hereinafter set forth.

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the Parties hereto agree as follows:

Section 1. Requirements Contract

For the term of this Agreement, so long as the Supplier sells the Products, the Supplier agrees to sell to the Purchaser and the Purchaser agrees to purchase from the Supplier, all the Purchaser’s requirements of the Products on the terms and conditions contained herein.

Section 2. Prices

The prices for the Product to be charged to the Purchaser will be ten percent (10%) off the regular price of the Product.

Section 3. Forecast

On or before the end of each calendar year, the Purchaser shall issue to the Supplier a monthly forecast of its expected purchase of the Product for the next calendar year.

Section 4. Limitation of the Quantity

4.1 The minimum total quantity of the Product to be purchased by the Purchaser shall be kiloton (1,000t) per a calendar year.

4.2 The maximum total quantity of the Product to be supplied by the Supplier shall be five

kiloton (5,000t) per a calendar year.

(Omitted)

Section 10. Term

This Agreement shall become effective as of the date first above written and shall continue in full force and effect until for fifteen (15) years.

Section 11. Miscellaneous

(Omitted)

11.8 This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.

11.9 Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan. Such arbitration shall be conducted in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules.

11.10 This Agreement constitutes the entire agreement between the Parties with respect to the subject matter of this Agreement, and supersedes and replaces all prior or contemporaneous communications, discussions, understanding or agreements, written or oral, regarding the subject matter hereof. No amendment or supplement to or modification of this Agreement shall be binding unless made in writing and signed by a duly authorized representative of each of the parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties by their duly authorized representatives have executed this Agreement upon the date first set forth above.

Purchaser:
Blue Inc.

Supplier:
Red Corporation

By (signed)

By (signed)

Quantities ordered by Blue (ton)

2012.9	100	2014.1	140	2015.4	190
2012.10	100	2014.2	140	2015.5	190
2012.11	100	2014.3	140	2015.6	190
2012.12	100	2014.4.	150	2015.7	200
2013.1	110	2014.5	150	2015.8	200
2013.2	110	2014.6	150	2015.9	200
2013.3	110	2014.7	150	2015.10	200
2013.4	110	2014.8	150	2015.11	200
2013.5	120	2014.9	160	2015.12	200
2013.6	120	2014.10	160		
2013.7	130	2014.11	170		
2013.8	130	2014.12	170		
2013.9	130	2015.1	180		
2013.10	130	2015.2	180		
2013.11	130	2015.3	180		
2013.12	140				

Red Corporation

Order Plan

Blue Inc.

We will place the following orders in 2016. The following is an estimate only and formal order will be made in each month.

2016.1	200
2016.2	200
2016.3	200
2016.4	200
2016.5	200
2016.6	200
2016.7	200
2016.8	200
2016.9	200
2016.10	200
2016.11	200
2016.12	200

Confidentiality Agreement

This Confidentiality Agreement (this “Agreement”), made and entered into as of March 15, 2016, by and between Blue Inc. (“Blue”), a corporation organized and existing under and by virtue of the laws of Arbitria, and Red Corporation (“Red”), a corporation organized an existing under and by virtue of the laws of Negoland (Blue and Red are collectively, the “Parties” and respectively, the “Party”).

WITNESSETH:

WHEREAS, the Parties wish to exchange certain information which may be confidential and proprietary to a disclosing Party for jointly performing the research project regarding fish stock in the sea around Negoland and Arbitria (“Project”), subject to the terms and conditions hereinafter set forth.

NOW, THEREFORE, in consideration of the mutual premises and covenants hereinafter set forth, the Parties hereto agree as follows:

SECTION 1. DEFINITION:

- (1) “Confidential Information” shall mean (i) the existence of the Project, and (ii) any and all confidential, proprietary or secret information which are disclosed by the Discloser, and are clearly labeled as “Confidential”, or should be reasonably considered to be confidential given the nature of the information or the circumstances surrounding its disclosure.
- (2) “Discloser” shall mean the Party who will disclose its Confidential Information hereunder.
- (3) “Recipient” shall mean the Party receiving the Confidential Information of the Discloser.

SECTION 2. NON-DISCLOSURE OBLIGATIONS:

- (1) For a period of five (5) years from the effective date of this Agreement, the Recipient agrees that:
 - (i) it shall keep in confidence and not disclose or disseminate to any third party the Confidential Information of the Discloser;
 - (ii) it shall not use the Confidential Information for any purpose other than the Project;
 - (iii) it shall not disclose the Confidential Information to any person other than its officers and employees whose duties justify a need-to-know for the Project; and
 - (iv) it shall use the same degree of care, but no less than a reasonable degree of care, to avoid disclosure, publication or dissemination of the Confidential Information as

the Recipient would use with respect to its own confidential information of similar importance.

- (2) Notwithstanding the foregoing, the obligations set out in Section 2 (1) shall not apply to any portion of the Confidential Information of the Discloser which:
- (i) was already known to the Recipient at the time of disclosure;
 - (ii) is or becomes accessible to the public through no fault of the Recipient
 - (iii) is obtained by the Recipient from a third party lawfully in possession thereof without restriction on disclosure or use; or
 - (iv) is independently ascertained or developed by or for the Recipient without use of such Confidential Information.
- (3) Notwithstanding the provisions of Section 2 (1) above, if the Recipient is required to disclose any of the Confidential Information of the Discloser by government authorities or required by law, ordinance, rule, regulation or court order applicable to the Recipient, the Recipient may so disclose such Confidential Information; provided that the Recipient shall take reasonable steps to obtain confidential treatment of such Confidential Information and shall make reasonable efforts to give the Discloser prior written notice of such requirement together with a copy of the information to be disclosed.

(Omitted)

SECTION 5. MISCELLANEOUS:

- (1) Each Party acknowledges that the unauthorized use or disclosure of its Confidential Information by the Recipient would cause irreparable harm and significant injury to the Discloser and monetary compensation may not be sufficient to cure the same. Accordingly, should such unauthorized use or disclosure occur or be likely to occur, the Discloser shall be entitled to appropriate relief, including injunctive and other equitable relief, to enforce the provisions of this Agreement.
- (2) This Agreement shall become effective as of the date first above written.
- (Omitted)
- (8) This Agreement and any disputes related to or arising out of this Agreement shall be governed in all respects by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016.
- (9) Any controversy or claim arising out of or relating to this Agreement shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules.

Blue:
Blue Inc.
By (signed)

Red:
Red Corporation
By (signed)

ブルー社御中

レッド社

お世話になっております。

Super Red Mix のお取引について、以下の理由から、現在の内容で取引を継続することは著しく困難であり、また、均衡を失するものでありますことから、契約内容を合理的なものに改訂するか、あるいは、契約を解消致したく、ご連絡申し上げます。

契約内容の改訂あるいは契約の解消を必要とする理由は、以下のとおりです。

- ① 近年の地球温暖化により、ネゴランド国近海の流れが変化し、特に、2016 年夏からは、ネゴランド海流とノース海流の流れが例年とは異なる異常なものとなったため、ネゴランド・フィッシュの漁獲高が例年の半分程度に低下していること。
- ② Super Red Mix の原料には、一部、海外から輸入している原材料を用いているが、近年の為替相場の変動により、輸入費用が著しく高騰していること。
- ③ 貴社が違法に漏洩した情報のため、Super Red Mix の原料の納入業者の一部が当社への納品を拒否したため、急遽、代替の業者を探す必要があったが、従来の業者の半分程度の供給能力しかないこと。
- ④ 以上より、当社の Super Red Mix の生産能力は従来の半分に落ち込んでおり、また、生産コストは倍となっていること。
- ⑤ 貴社の情報漏洩があったのちも、Super Red Mix を代替できるような商品がないことから、Super Red Mix に対する需要には変化がないこと。
- ⑥ ここ1, 2年、ブルー社を含む既存の顧客からの注文量が年間10000トン程度で推移しているが、当社の現在の供給能力は年間5000トンに落ち込んでおり、当社としては全ての顧客の注文を満たせるような状況ではないこと。
- ⑦ 以上の状況が改善することは、ここ暫くの間は期待できないというのが多くの専門家の一致した見解であること。

以上から、当社としては、限られた生産能力で顧客のニーズに対応する必要があるため、貴社との Requirement Contract を維持することはできません。以上のような要因はいずれも予測不能かつ当社の力ではいかんともし難いものであります。毎月の注文について、どの程度であれば供給できるかをお伝えし、その時の定価で供給させて頂く形に契約を改訂したいと思います。あるいは、最低でも、当社が供給を約束する上限額を現在の毎年5000トンから毎年1200トンに縮減したいと思います。また、最低購入量についての取決めも撤廃したいと思います。貴社の年間の注文量は、最近でも2400トンであり、年間5000トンという最大供給額は現実的ではないですし、供給能力が半分に落ち込んだことを反映して、現在の注文量である年2400トンの半分の1200トンに最大供給量を限定したとしても、貴社の最低購入義務も同時になくなりますし、他の顧客よりは相当優

先的な対応をするのですから、こうした対応は公正かつ衡平なものであると考えます。
以上のような契約の改訂が難しければ、契約の解消をお願いします。

別添22

レッド社御中

ブルー社

貴信を拝見しました。

様々なご事情がおありのことは理解しました。しかし、お書き頂いたような事情は、ハードシップを根拠づけるものではなく、当社としては契約の解消や改訂に応じることはできません。悪しからずご了解ください。

○レア・メタル事件

・ブルー社が求める仲裁判断

1. レッド社はブルー社に対して、500 万米ドルを支払え。
2. レッド社は白金の精製に関し、所定のロイヤリティを支払え(金額については、後日特定する)。

・レッド社が求める仲裁判断

ブルー社の請求をいずれも棄却する。

・争点

1. レッド社はブルー社に対して、タングステンを供給すべき義務に違反したか。
2. レッド社はブルー社に対して、白金の精製に関して、所定のロイヤリティを支払う義務を負うか。

○漁業事件

・レッド社が求める仲裁判断

1. ブルー社はレッド社に対して、1000 万米ドルを支払え。
2. レッド社とブルー社との間の 2012 年 9 月 10 日付契約の解消、あるいは、仲裁廷が契約の均衡を回復するために適切であると考えるかたちでの契約の改訂を求める。

・ブルー社が求める仲裁判断

レッド社の請求をいずれも棄却する。

・争点

1. ブルー社はレッド社に対して守秘義務違反により 1000 万米ドルの損害を賠償する義務を負うか。
2. レッド社とブルー社との間の 2012 年 9 月 1 日付契約は、解消、あるいは、改訂されるべきか。改訂される場合には、どのような内容に改訂されるべきか(別添 21 でレッド社が求めている改訂案の当否について検討するものとするが、必要であれば、この案の修正について検討することは妨げない)。